

「総合評価落札方式」による入札制度に関する請願

(要旨)

飯塚市の公共工事発注における「総合評価落札方式」による入札制度の廃止を求める。

(理由)

飯塚市議会におかれましては、日頃より、市政発展のためご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、国は「適正化法」「品確法」などの法律を制定し、「公共工事が公平・公正に行われるべきである。」との理念を「適正化法」で示し、それを実現する具体的手段として、「品確法」により定めてきました。

こうした中、公共工事における入札方法も、価格のみの判断から、技術内容も考慮して行われる「総合評価落札方式」への転換が図られています。

飯塚市も例外ではなく、平成29年9月本会議での某議員の一般質問を機に、4カ月後の平成30年1月31日に開催された総務委員会において、市が発注する建築・土木工事においては、平成30年度より「総合評価落札方式」を試行導入するとの発表がなされて以来、(現在に至るまでの3年強)今なお、「総合評価落札方式」が試行導入され続けています。

その主な目的には、公共工事における品質の確保、競争性・透明性の高い公平公正な入札の執行、地元業者の育成などが挙げられる一方、事業者の格付けにおける主観点数項目の拡充、工事成績評定基準の見直しなど、制度改革を適時行うよう求めています。

他方で、国及び地方公共団体の契約は、原則として、一般競争入札で行われることが定められています。(会計法第29条の3第1項、同29条の6、地自法第234条第2項、自治法施行令第167条の10)

飯塚市の入札方法としては、条件付き一般競争入札や指名競争入札、変動型最低制限価格方式、随意契約、DBO方式など、様々な入札方式にて試行錯誤を重ね、鋭意努力されていることについては敬意を表すところではありますが、その中でも、現在も試行中の「総合評価落札方式」においては、その目的とは反して、「制度の特質の課題」として、国は次のことを指摘しています。

・「総合評価落札方式」には、価格競争と比較して、透明性・公平性の担保が難し

いという構造的問題があり、担当者（発注者側）の裁量により特定の事業者が有利になるような評価項目・基準が設定されるという「恣意的な評価」への懸念。

- ・評価表標準例などの工夫がなされた場合でも、評価方法（評価項目・基準等）が定型化することにより、ノウハウを有する既存の事業者が有利（寡占状態）になってしまう懸念。

この指摘のように、特定の応札業者にだけ有利な評価になる恐れがあり、結果的に特定の応札業者の「独占的受注」といった事態に、当然なり兼ねない。このことは受注できない他の応札業者にとっては、官製談合ではないかという疑念を抱かせることとなり、行政に対する不信感へとつながるだけではなく、行政が目指す地元業者の育成どころか、行政と市内業者の信頼関係すら崩壊する事態に陥ることとなる。

このような事態に対して国は、「総合評価落札方式」の真の目的でもある、地元業者の育成や、競争性・透明性の高い公平公正な入札等とは、相反する結果となりうるものが想定される、と指摘しています。

このような指摘は「総合評価落札方式」の試行導入された、平成30年度当初より、我々市内業者も想定し指摘してきたことであり、当時、飯塚市へ「総合評価落札方式」による入札制度についての要望書を提出し、我々市内業者の意見も十分に聞いていただくよう、また入札制度については、慎重かつ丁寧な検討を行っていただくよう強く要望し、市側との面談や嘆願書の提出など「総合評価落札方式」の是非を含め、種々お願いしてきた経緯があります。

その対応策としては、「総合評価落札方式」を一定期間継続して実施した後に、落札方式を大きく変えることとし、案件特性に応じて「総合評価落札方式」以外の方式の採用可能性を検討し、必要に応じて「価格入札方式」へと、適宜変更することが望ましい。これにより業務受注経験のある既存事業者の優位性が、ある程度リセットされる効果が期待でき、ノウハウを蓄積した圧倒的な事業者による寡占化の問題を回避できる。また発注サイドにおける事務手続きの煩雑さや負担が解消され、事務コストを低減できる。

このように「総合評価落札方式」を一旦中止・凍結すること。これにより、より相応しい評価方式の採用が期待できると、評しているところであります。

今回、飯塚市議会への請願であります。飯塚市が試行導入し続けておられる「総合評価落札方式」において、過去の落札結果が如実に示しているのは、すでに国が懸念し指摘していたとおり、特定事業者による「独占受注」となっていることは周

知の事実であります。過去3年間におけるS1事業者（建築）の受注額や落札率を見ても、一目瞭然であります。

このような入札制度を続けられることは、競争性・透明性の高い公平・公正な入札の執行とは程遠く、我々市内業者は応札意欲が削がれるばかりか、行政への不満と不信感だけが募り、到底容認できるものではありません。

早急に行政（飯塚市）と我々市内業者との信頼回復を図り、災害復旧対応、ボランティア活動等の協力関係を再構築するためにも、「総合評価落札方式」による入札制度の廃止を強く求めるものであります。

我々市内業者も行政（飯塚市）に信頼していただけるよう鋭意努力を重ね、品質の確保・向上を目指し、積極的な技術提案や、競争性・透明性の高い公平公正な入札を行い、飯塚市民及び社会全体にとって、満足度の高い公共工事を行ってまいり所存であります。

飯塚市議会におかれましては、我々市内業者の心情をご察しいただき、是非ともこの請願を採択していただきますよう、お願い申し上げます。

令和3年9月2日

飯塚市議会議長 松 延 隆 俊 様

請願者

[Redacted signature area]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[Redacted text block]

紹介議員

金子 加代
江口 徹
小幡 俊之

飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願

(要旨)

間接民主主義において、議会は、女性や若者、障害のある人、異なる地域に住む人など、多様な市民から構成されることが大切です。さらにコロナ禍で行政運営が厳しい中、市民の負託を受けた市議会が果たす役割は大きいと考えます。しかし、次回予定されている飯塚市議会議員一般選挙では、議員定数が28人から24人になることが決定しています。このまま議員定数が削減されると、多くの市民の意見が反映されにくい状況となります。

つきましては、女性をはじめ多様な市民から構成される議会、様々な意見が反映される議会となるよう、議会で有識者や市民の意見を聴くなどして、議論を深めた上で、議員定数を改正前の28人に戻していただきますよう請願いたします。

(理由)

令和元年第3回市議会定例会（2019年7月4日）最終本会議で議員提出議案として提出された飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が賛成多数で可決され、議員定数を現行の28人から4人減らして24人とすることが決まりました。その理由が「議員が4人減ることによって議員報酬などの削減につながる」という財政削減の点からだけの提案でした。そして提案されたその日に、十分な議論の時間が保障されないまま可決されました。

議員定数については、議会のあり方を大きく左右する問題であり、情報を公開して有識者や市民の意見を反映した上で、議会で議論を深め、決めるべきことだと考えます。

国では、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が2018年5月に公布・施行されましたが、現状として、国民が男女半々であるにもかかわらず議会の場に女性が少ない「過少代表」ともいえる状況であり、諸外国との格差も大きいといえます。

さらに今年6月には、女性議員を増やすことを目指し、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、女性の立候補が妨げられないようにするために、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント対策が加えられました。また、これまで、国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

紹介議員

金子 加代

小幡 俊之